

報告事項3 令和2年度大気環境測定結果について

当測定については、中核市移行後、青森県から事務移譲されたものです。

大気汚染防止法第22条に基づき、市内における大気汚染の状況を把握するため、テレメータシステムによる常時監視を実施しました。

また、有害大気汚染物質モニタリング調査及び環境大気中におけるニッケル化合物の測定を実施しました。

この結果を以下のとおり、報告します。

1. 大気汚染の常時監視について

(1) テレメータシステムによる常時監視

一般環境大気測定局4局（八戸小学校・八戸特別地域気象観測所・根岸小学校・桔梗野小学校）、自動車排出ガス測定局1局（六日町）において測定を実施した。（報告資料3-2）

環境基準が定められている物質のうち、光化学オキシダント（1地点）を除き環境基準を達成した。

なお、光化学オキシダントについては、昼間の1時間値の最高が0.072ppmと環境基準値の0.06ppmを超過した。（報告資料3-3）

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査

八戸小学校1地点において測定を実施した。（報告資料3-2）

環境基準が定められている4物質について、すべて環境基準を達成した。また、指針値が設定されている9物質について、すべて指針値を下回った。（報告資料3-4）

2. 環境大気中における重金属類調査（ニッケル化合物）

八戸小学校及び根岸小学校の2地点において測定を実施した。（資料3-2）

令和2年度は2地点とも指針値を下回った。（報告資料3-4）